

達第7号

平野区役所課長等専決規程（平成24年達第44号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(<u>地域課長等専決事項</u>)</p> <p>第5条 <u>地域課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>軽易又は定例の社会教育事務</u>に関する こと</p> <p>2 <u>防災安全担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水難物件の保管及び引渡し</u>に関する こと</p> <p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第8条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(8) 略]</p> <p><u>(9) 養護者による障害者虐待の防止、相談及び調査</u>に関する こと</p> <p><u>(10)~(14)</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(<u>安全安心まちづくり課長等専決事項</u>)</p> <p>第5条 <u>安全安心まちづくり課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水難物件の保管及び引渡し</u>に関する こと</p> <p>2 <u>まちづくり推進担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>軽易又は定例の社会教育事務</u>に関する こと</p> <p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1)~(8) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(9)~(13)</u> [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。

(平野区役所総務課)